

(別紙)

## 福井県動物愛護管理推進協議会名簿

(令和4年4月1日～令和6年3月31日)

所 属	氏 名
公益社団法人福井県獣医師会 会長	たかぎ ひらみつ 高木 平光
公益社団法人福井県獣医師会 副会長	だいもん ゆみこ 大門 由美子
仁愛大学人間学部心理学科 人間学部長 教授	おおもり やすこ 大森 慈子
<u>公益社団法人日本愛玩動物協会</u>	<u>さかがわ はやみ</u> <u>坂川 逸海</u>
一般社団法人全国ペット協会 (国際動物看護専門学校 動物看護学科 教務責任者)	みやはら かな 宮原 佳奈
福井県自治会連合会 会長	たつかわ まさみ 達川 昌美
福井県連合婦人会 会長	たむら ようこ 田村 洋子
一般社団法人福井県子ども会育成連合会 会長	やまざき のぶこ 山崎 暢子
福井市保健衛生部福井市保健所 所長	ごとう けんじ 後藤 健次
高浜町住民生活課 課長	まつざき くにお 松崎 邦雄
福井県教育庁義務教育課 課長	みさき みつあき 三崎 光昭
福井県健康福祉部 副部長	たけうち こうじ 竹内 宏治

(敬称略)

# 福井県動物愛護管理推進協議会設置要綱

## (設置)

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の規定に基づき、本県における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護管理に関する施策等に関し必要な協議を行うため「福井県動物愛護管理推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

## (協議事項)

第2条 協議会は次に掲げる事項の協議を行う。

- 一 動物愛護推進員の委嘱の推進に関すること。
- 二 動物愛護推進員の活動に対する支援等に関すること。
- 三 動物の愛護および適正な飼養の推進に関すること。
- 四 福井県動物愛護管理推進計画に関すること。
- 五 その他前各号の目的を達成するために必要な事業に関すること。

## (構成)

第3条 協議会は、委員15名以内で次に掲げる者により構成する。

- 一 学識経験者
  - 二 獣医師団体
  - 三 動物愛護団体
  - 四 関係行政団体
  - 五 その他知事が適当と認める者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長および副会長)

第4条 協議会に会長および副会長を各1名置く。

- 2 会長は、健康福祉部副部長の職にある者をもって充てるものとし、会長は副会長を指名する。
- 3 会長は協議会を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、副会長がその職務を代行する。

## (会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は必要に応じて関係者等に対し、協議会への出席を求め、意見を聞くことができる。

## (庶務)

第6条 協議会の庶務は、福井県健康福祉部医薬食品・衛生課において行う。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附則

この要綱は、平成26年5月16日から施行する。

## 附則

この要綱は、平成27年6月26日から施行する。

## 附則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。